



垂井町人口ビジョン

2015年～2060年

垂井町まち・ひと・しごとと 創生総合戦略

2015年～2019年

みんなで作ろう
笑顔あふれる垂井町



平成27年10月
垂井町

垂井町人口ビジョン
垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略

目次

垂井町人口ビジョン

はじめに～垂井町人口ビジョンの前提～	3
第1章 人口ビジョンの概要	4
1 人口ビジョンの位置づけ	4
2 人口ビジョンの対象期間	4
第2章 垂井町の人口動向・産業の分析	5
1 総人口及び年齢3区分別人口の状況	5
2 年齢階層別人口の推移	6
3 自然動態及び社会動態の状況	7
4 婚姻・出生の状況	8
(1) 婚姻の状況	8
(2) 出生の状況	9
5 転入・転出の状況	10
(1) 年齢別転入・転出者数の状況	10
(2) 自治体別転入・転出者数の状況	11
6 就業の状況及び通勤・通学の状況	12
(1) 町内での就業の状況	12
7 産業・就業者の状況	13
(1) 就業者の状況	13
(2) 就業者数・産業特化係数の状況	14
第3章 町民の意識	15
1 アンケート調査	15
(1) 調査の実施概要	15
(2) 調査の結果（概要）	15
2 ワークショップの概要	16
(1) ワークショップの実施概要	16
(2) ワークショップでの意見（概要）	16
第4章 垂井町の将来展望人口	17
1 人口推計と人口シミュレーション	17
2 将来展望人口	19

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略の概要	23
1 基本的な考え方	23
2 戦略の期間	23
3 戦略の推進体制	24

	(1) PDCAサイクルの構築.....	24
	(2) 住民参画による施策の推進.....	24
第2章	総合戦略の体系.....	25
1	基本目標.....	25
2	体系.....	26
第3章	総合戦略.....	28
1	雇用 地元産業の振興及び新たなしごとの産出による安定した雇用の創出..	28
	施策〔1〕 新規企業の誘致強化.....	29
	施策〔2〕 地元企業への支援.....	30
	施策〔3〕 就労の拡大・雇用促進.....	31
	施策〔4〕 農林業の振興.....	32
2	交流 まちの魅力で新たな人の流れの創出.....	33
	施策〔1〕 観光資源の活用・発信.....	34
	施策〔2〕 まちのPR.....	35
	施策〔3〕 移住・定住の促進.....	36
	施策〔4〕 垂井応援ネットワーク事業.....	37
	施策〔5〕 公共交通の拡充.....	37
3	子育て・福祉 子育て支援の充実及び障がい者（児）に優しい社会の創出...	38
	施策〔1〕 結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援.....	39
	施策〔2〕 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	43
	施策〔3〕 障がい者（児）福祉の拡充.....	44
4	まちづくり 住民参画による新しいまちづくりの創出.....	45
	施策〔1〕 地域コミュニティの活性化.....	46
	施策〔2〕 世代間交流の推進.....	47
	施策〔3〕 健康づくり・生きがいづくりの推進.....	48
	施策〔4〕 安全・安心まちづくりの推進.....	49
	施策〔5〕 多文化共生の推進.....	50
	施策〔6〕 空き家対策の推進.....	50
5	広域連携 広域連携による地域力の創出.....	51
	施策〔1〕 広域連携による事業の推進.....	52
資料編		
1	策定の経過.....	55
2	垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議.....	56

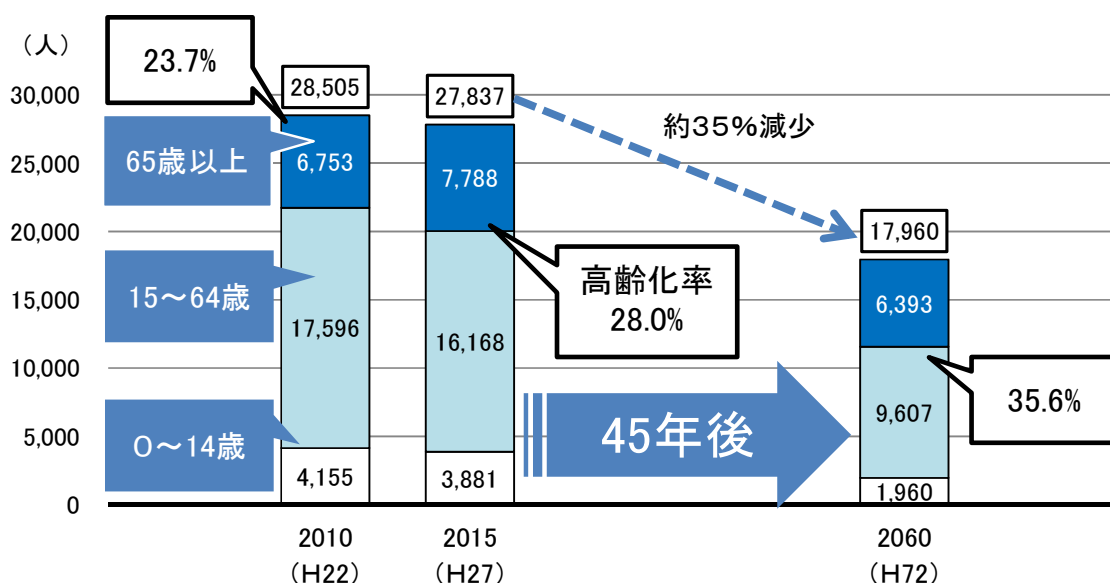
垂井町人口ビジョン

はじめに

～垂井町人口ビジョンの前提～

垂井町における人口の現状と将来の予測値

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計方法に準拠した推計では、垂井町の総人口は 2015 (平成 27) 年の 27,837 人から 2060 (平成 72) 年には約 35%減少し、17,960 人になると予測されています。また、高齢化率 (総人口に占める 65 歳以上の人口の割合) も 23.7% (約 4 人に 1 人) から 35.6% (約 3 人に 1 人) になると予測されています。



資料：2010年の数値は、国勢調査の実績値
 2015、2060年の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値

人口が減少すると

消費の減速により地域経済が縮小し、社会保障費の世代間の公平性が保てなくなるばかりでなく、公共サービスの低下による福祉環境の悪化を招くおそれがあります。

垂井町は将来にわたり持続可能な人口維持に挑戦します！

2015年 人口減少ストップへの挑戦を行います！

◇人口減少 (自然減) への挑戦

子育てしやすい環境整備による“笑顔”の子ども数を増やすことへの挑戦

男女の出会いの機会創出による“笑顔”の夫婦数を増やすことへの挑戦

◇人口減少 (社会減) への挑戦

雇用環境の充実による“笑顔”で働く人の数を増やすことへの挑戦

まちの魅力創出による“笑顔”で垂井町を訪れる人の数を増やすことへの挑戦

第 1 章 人口ビジョンの概要

1 人口ビジョンの位置づけ

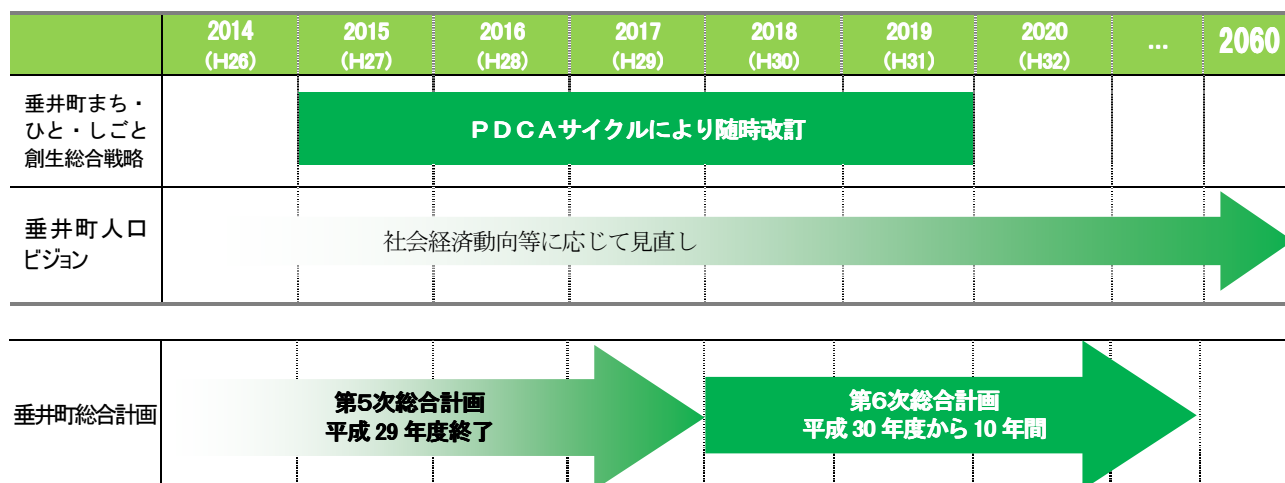
垂井町では、1972（昭和 47）年からこれまで5次にわたって総合計画を策定し、諸施策を展開してきました。しかしながら、少子高齢社会の到来や地方分権の進展など、垂井町をとりまく情勢は大きく変化し、なかでも地方分権の推進に関しては、地方自治体自らの判断により行財政運営を行うことが、より一層求められています。このような状況において、本町の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有したうえで、今後の目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するものが人口ビジョンです。

また、同時に策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口ビジョンで示す将来展望人口等を基礎として、その実現に向けた効果的な施策を企画・立案するものであるため、整合性を図りつつ策定します。

国の「長期ビジョン」では、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応したまちづくりを行う「調整戦略」を同時に推進することや、基本的視点として移住、就労、結婚や子育て等の国民の希望を実現することが示されています。「垂井町人口ビジョン」は、今後の人口の変化が地域に与える影響を分析・考察するとともに、目指すべき将来の方向性を提示し、「垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける施策・事業等の検討材料とします。

2 人口ビジョンの対象期間

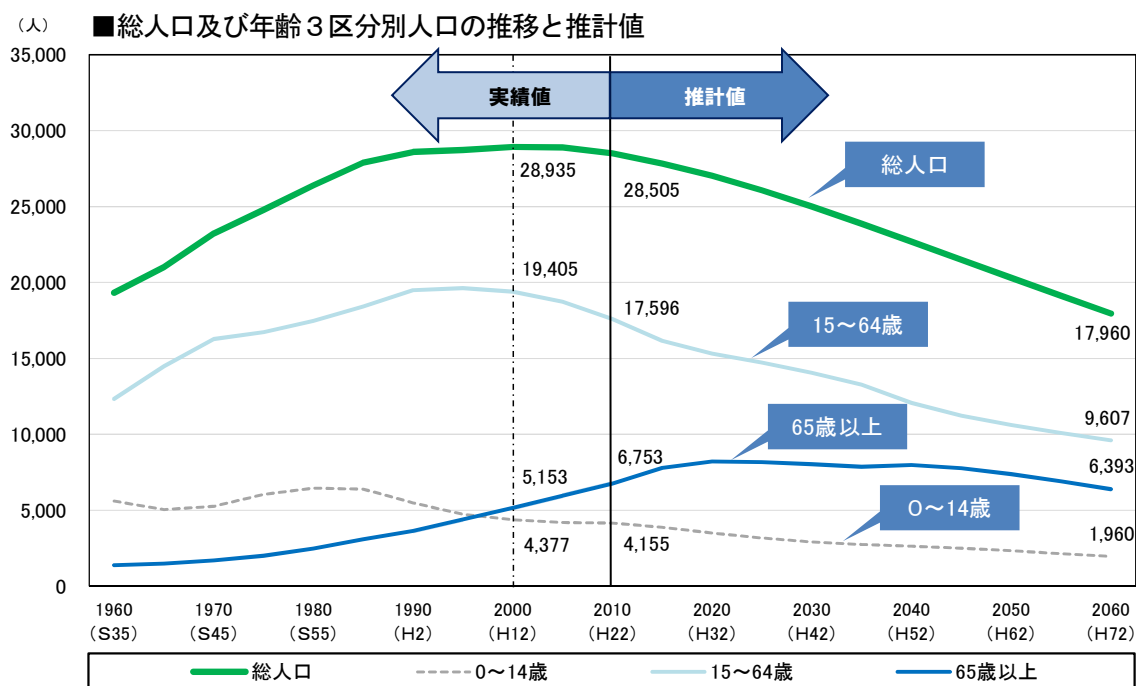
人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間である 2060（平成 72）年までとし、長期的な視野に基づいた展望を示します。また、国の方針転換や本町における宅地開発、交通網の変化など、社会経済動向の変化が人口動向に大きな影響を与える場合は、適宜見直しを行います。



第2章 垂井町の人口動向・産業の分析

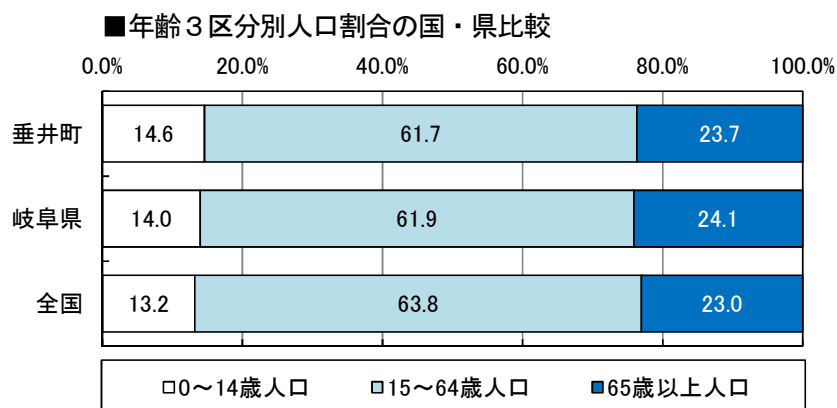
1 総人口及び年齢3区分別人口の状況

本町の総人口は2000（平成12）年をピークに減少局面に入っており、今後も減少していくことが予測されます。0～14歳人口と15～64歳人口は2060（平成72）年まで一貫して減少傾向で推移し、65歳以上人口は2020（平成32）年まで増加することが見込まれ、その後、緩やかに減少傾向で推移した後、2050（平成62）年を境に減少幅が大きくなることが予測されます。



資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所準拠推計値を使用

2010（平成22）年の国勢調査における、本町の年齢3区分別人口は、国や岐阜県とほぼ同じ割合を示しています。



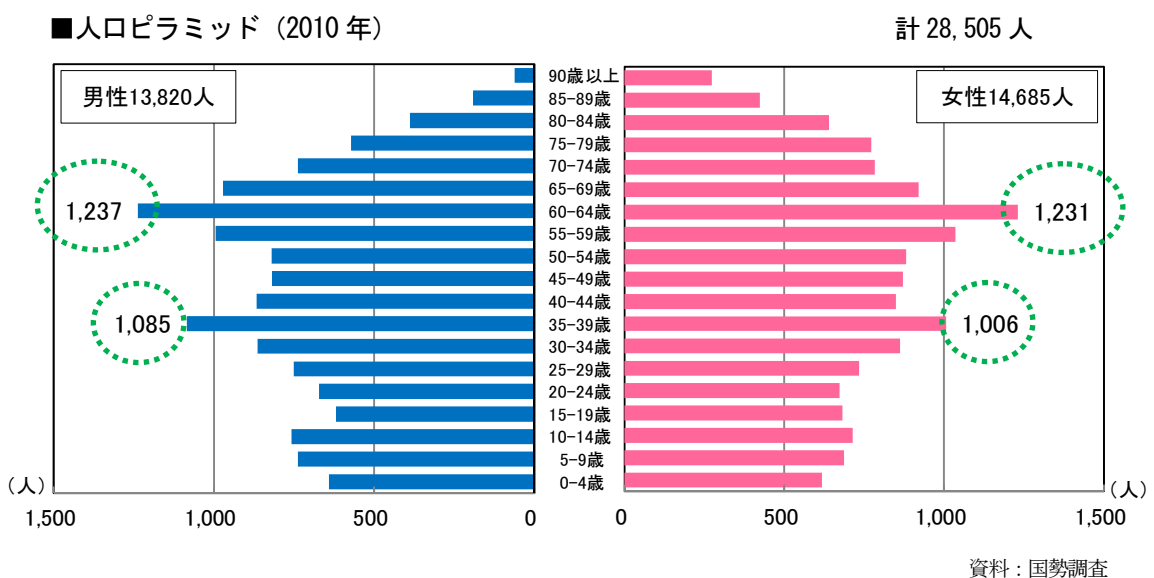
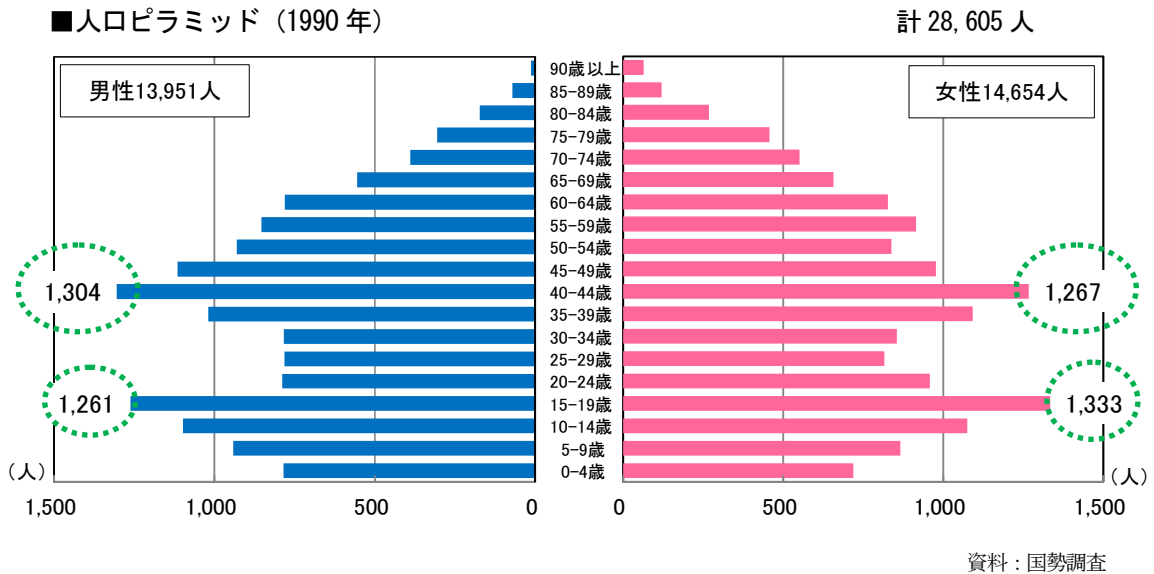
資料：国勢調査（2010年）

垂井町においても人口減少が始まっており、また、高齢化率については岐阜県より低いです、全国より高くなっています。

2 年齢階層別人口の推移

1990（平成2）年と2010（平成22）年の国勢調査における人口構成を比較すると、20年間で人口が100人減少しています。20年間という時系列でみた場合、総人口の変動は大きくありませんが、1990（平成2）年の15～19歳人口が2010（平成22）年の35～39歳に移る際に人口が減少しており、若い世代が町外に転出していることがわかります。

また、1990（平成2年）の40～44歳人口は、そのまま2010（平成22）年の60～64歳に移っており、さらに年数を経て高齢化率が上昇していくことが見込まれます。

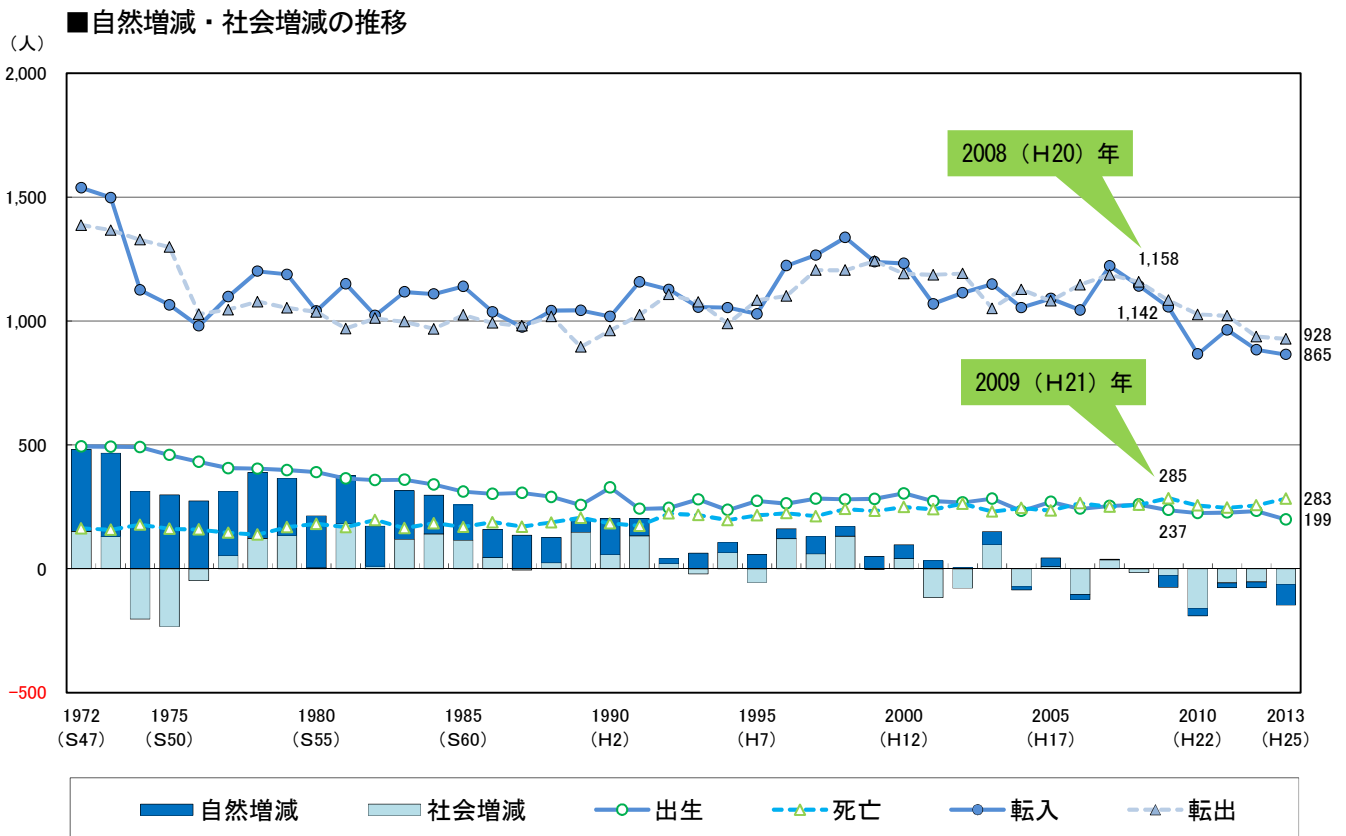


若い年齢層が少なく、高齢層に比重が置かれた人口構成になりつつあり、対策をとらない場合、その傾向はさらに続いていくことが見込まれます。

3 自然動態及び社会動態の状況

自然動態に影響する出生・死亡者数に関しては、近年では 2009（平成 21）年を境に死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いており、2013（平成 25）年には、出生者数が死亡者数を 84 人下回り、減少幅が最大値を示しています。

社会動態に影響する転入・転出者数に関しては、近年では 2008（平成 20）年以降、転出者数が転入者数を上回る転出超過により、社会減の状態が続いています。



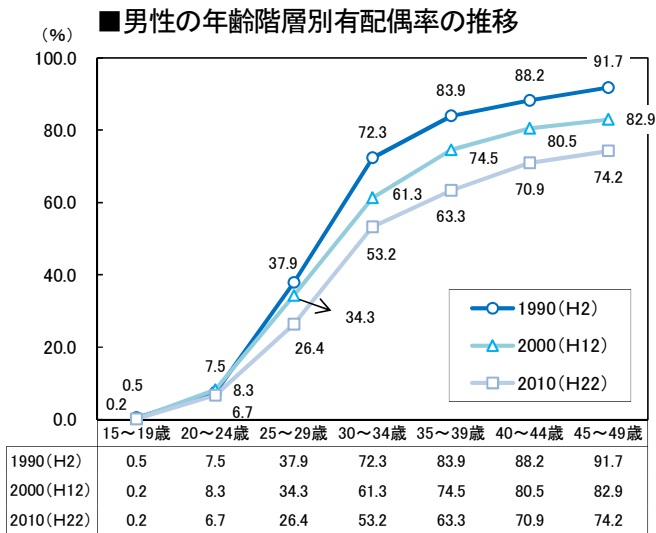
資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告を基にした「都道府県・市区町村のすがた」

1970年代から1980年代は自然増、社会増の傾向がみられ人口が増加してきましたが、1990年以降、増加数が減少し、2000年以降は減少が目立ってきています。

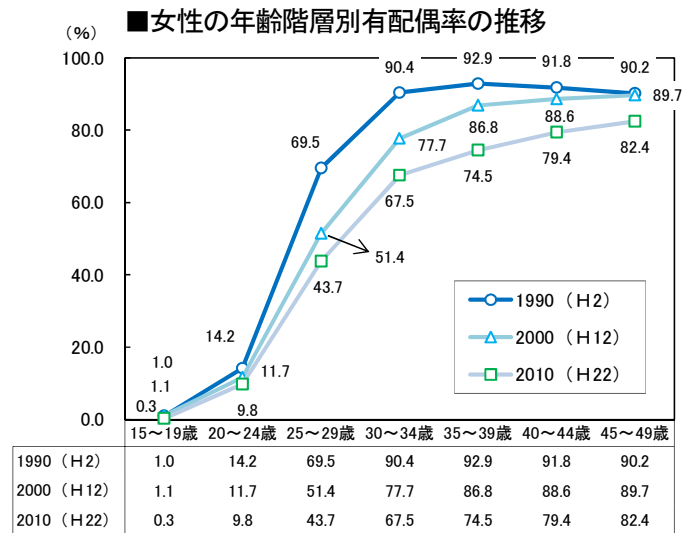
4 婚姻・出生の状況

(1) 婚姻の状況

各年代の婚姻の状況を示す有配偶率の推移をみると、男性、女性ともに20代後半から40代後半の割合が減少しています。1990（平成2）年と2010（平成22）年と比較すると、男性の有配偶率の減少が顕著となっています。

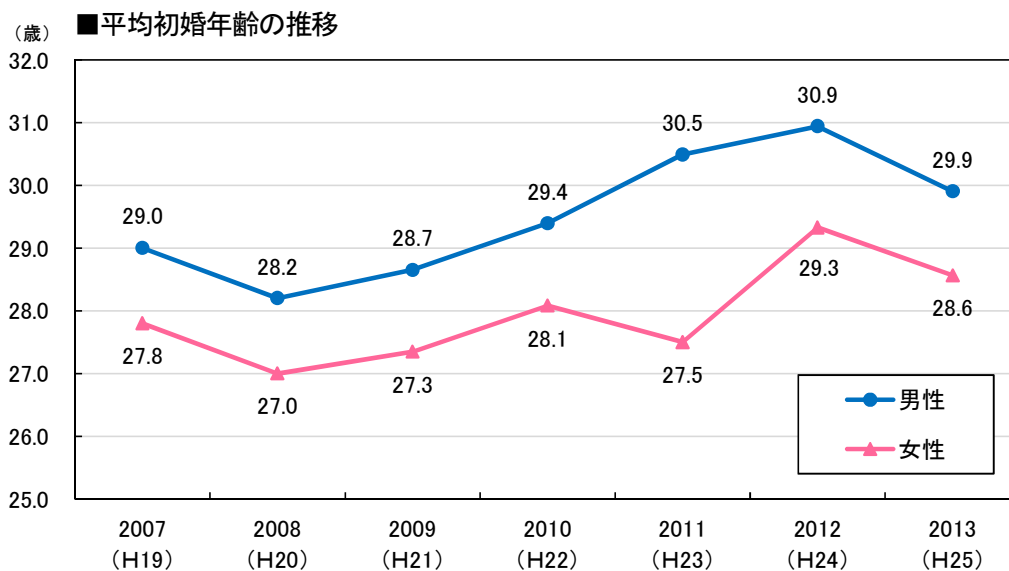


資料：国勢調査



資料：国勢調査

本町の2007（平成19）年から2013（平成25）年にかけての男女の平均初婚年齢をみると、上昇傾向にあることがみてとれます。

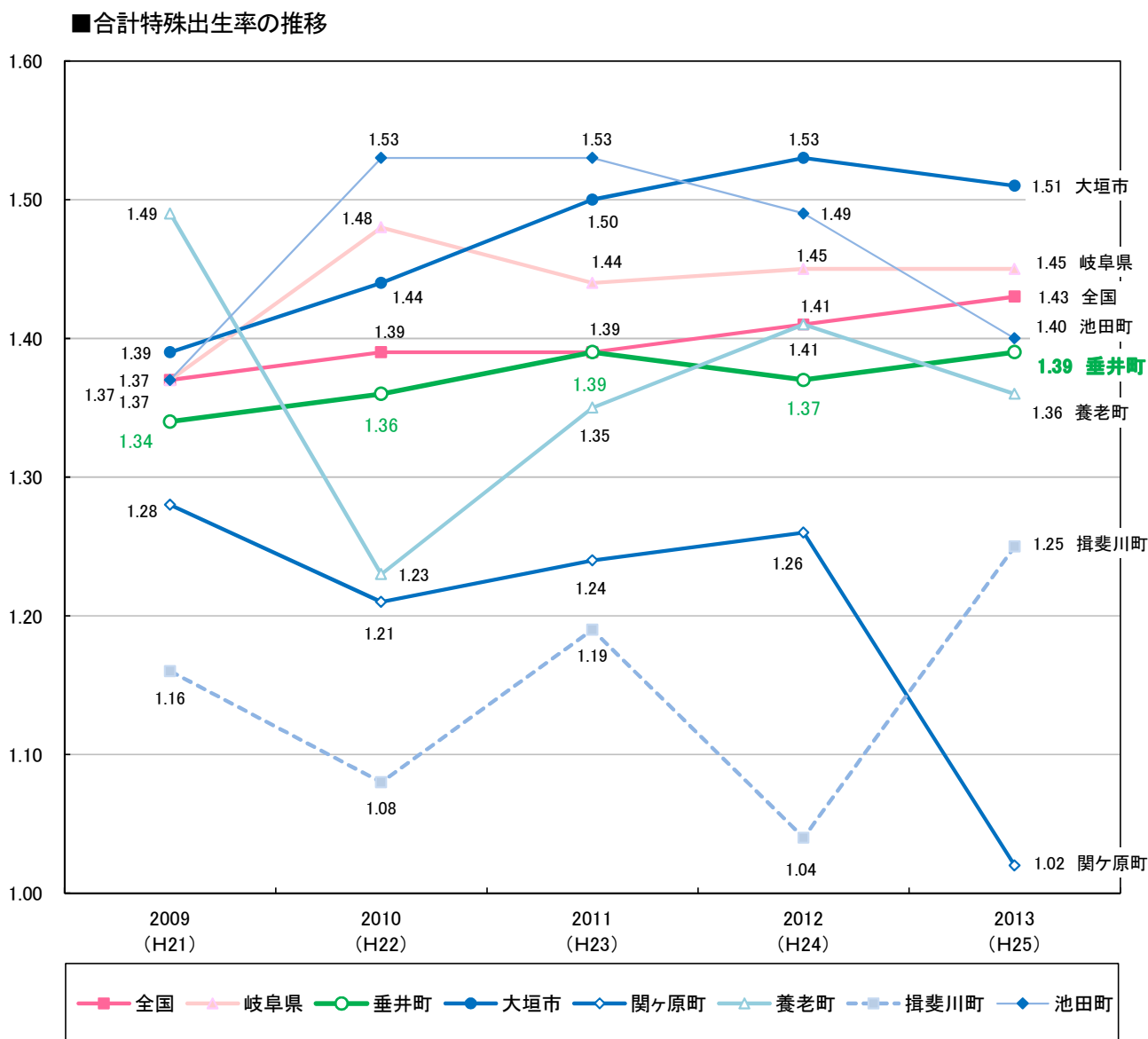


資料：岐阜県衛生年報

有配偶率が、男女ともにすべての年齢層で低下しています。平均初婚年齢も上昇しており、未婚化・晩婚化の傾向がみられます。

(2) 出生の状況

本町の合計特殊出生率の2009（平成21）年から2013（平成25）年までの推移をみると、微増傾向ではあるものの、全国や岐阜県と比べるとやや低く推移しています。なお、西濃圏域においては比較的高い値を示しています。



資料：岐阜県西濃保健所

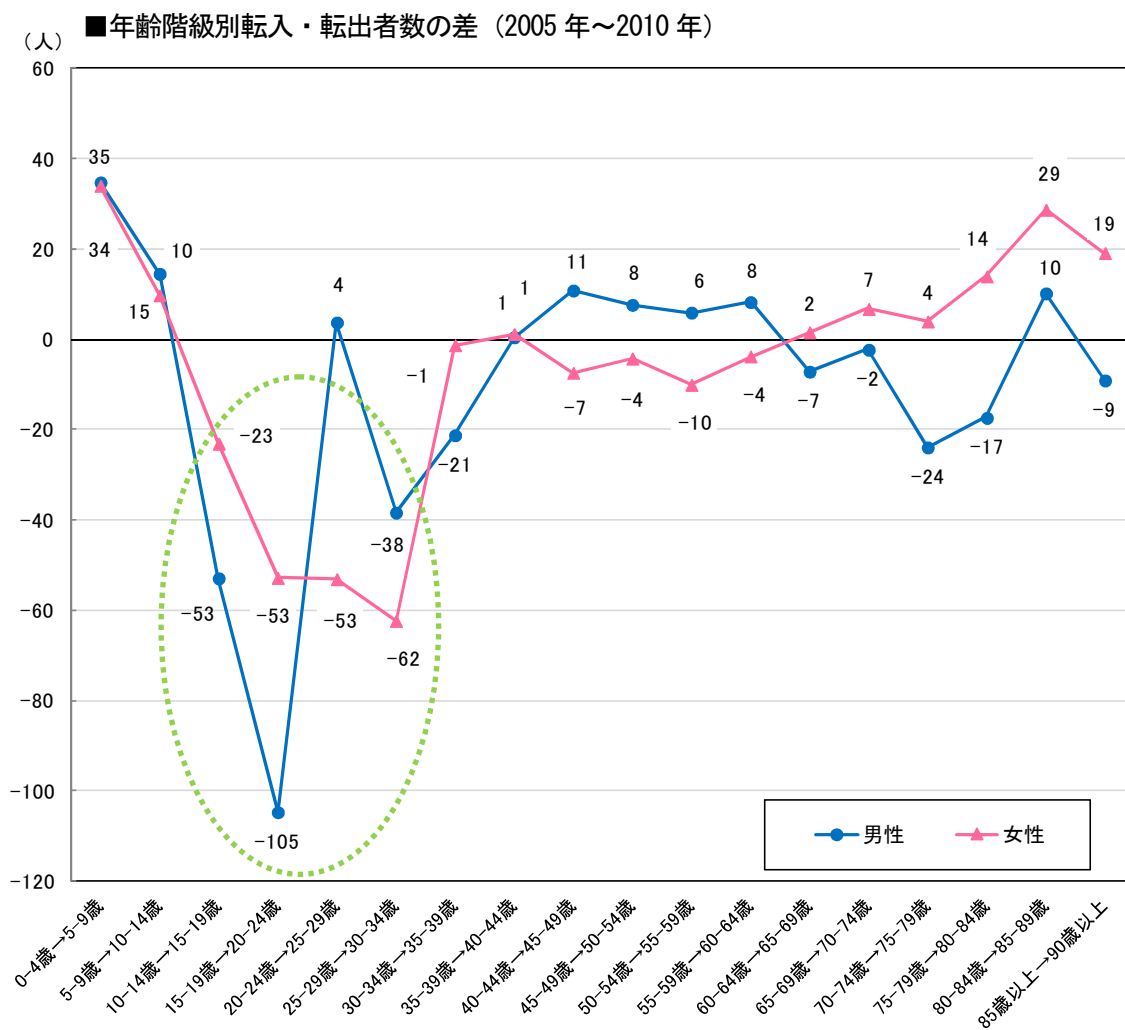
1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国、岐阜県よりもやや低く推移しており、また、大垣市や池田町よりも低い水準となっています。

5 転入・転出の状況

(1) 年齢別転入・転出者数の状況

年齢階級別の転入・転出者数をみると、男性、女性ともに10代から30代にかけて大幅な転出超過の傾向がみられます。

これらの若年者の転出は、男性、女性ともに進学・就職・結婚を機にしたものであることが、岐阜県の調査で明らかにされています。



資料：国勢調査

「10-14歳」が「15-19歳」になる時期と、「15-19歳」が「20-24歳」になる時期に男女ともに転出者数が大きくなっており、進学・就職・結婚を機に町外に出る若者が多いことがうかがえます。

男性は30代から50代にかけてわずかながら転入超過となっているものの、女性では多くの年齢層で転出超過の傾向です。なお、65歳以上では女性で転入超過となりますが、これは介護福祉施設への入所が要因として考えられます。

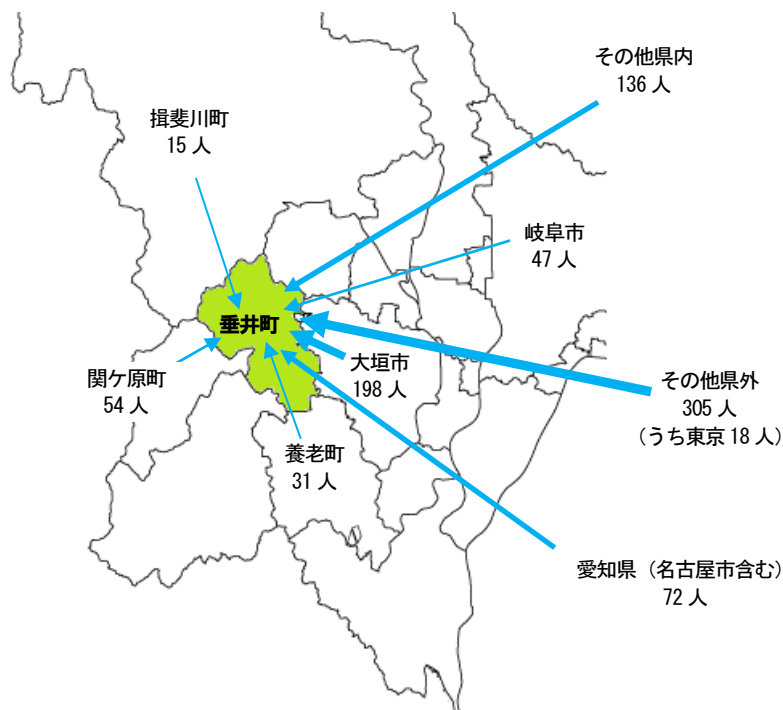
(2) 自治体別転入・転出者数の状況

2012（平成24）年10月から1年間の自治体別の転入・転出者数は、揖斐川町、関ヶ原町、その他県外からは流入超過、それ以外においては流出超過となっています。また、全国的に見られる東京への転出者については、本町においても転出超過となっています。

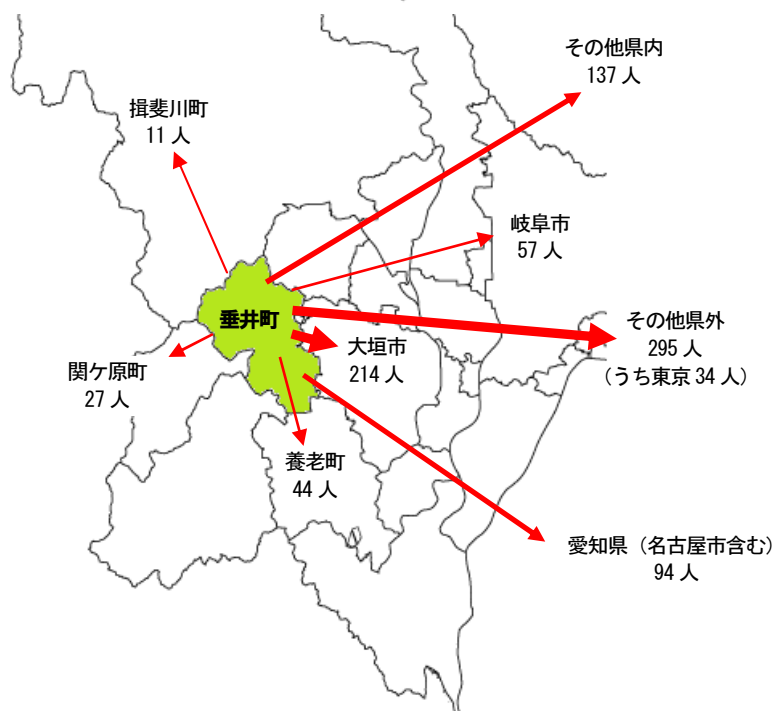
■転出入の状況（2012年10月1日～2013年9月30日）

資料：平成25年 岐阜県人口動態統計調査

【垂井町への転入元】



【垂井町からの転出先】

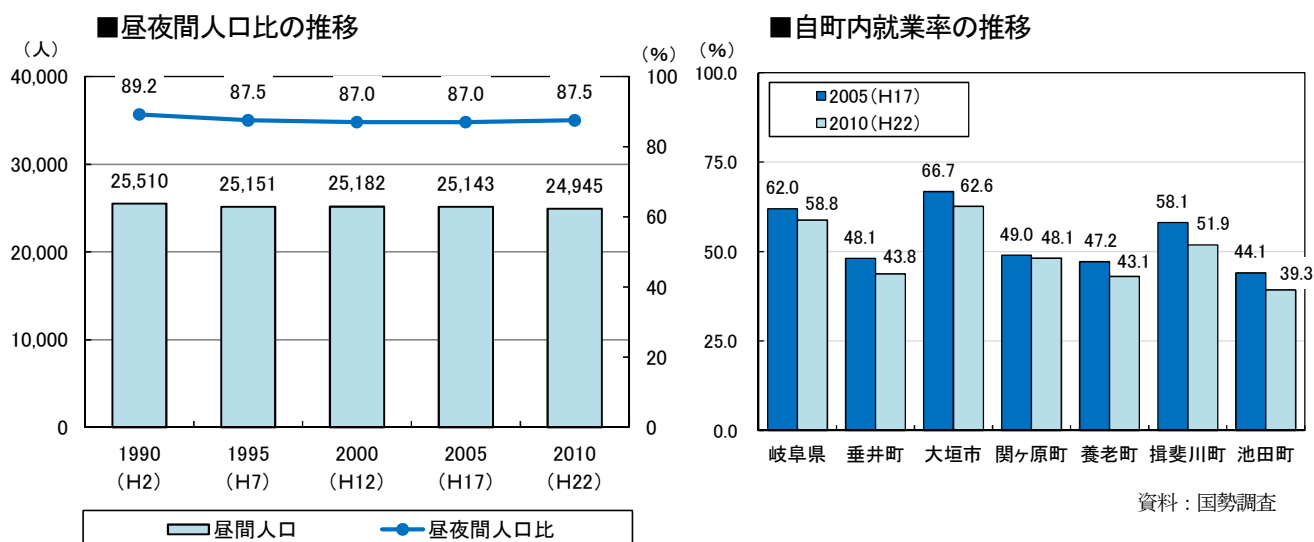


転入・転出の人の流れは、ともに大垣市との間で人数が多くなっています。また、関ヶ原町、揖斐川町といった西濃地域の町からは転入が多い傾向にあります。岐阜市や名古屋市を含む愛知県といった都市部への転出が多くなっています。

6 就業の状況及び通勤・通学の状況

(1) 町内での就業の状況

昼夜間人口比は、近年87%前後で推移しています。また、自町内就業率が近隣市町と比べて低くなっていることから、近隣市町で働く人の生活の場となっていることが読みとれます。また、通勤・通学による町内流入・町外流出人口は、大垣市をはじめとした近隣市や愛知県への流出が超過となっています。



資料：国勢調査

■通勤・通学先 (人数の多い市町村上位5位)

順位	垂井町からの通勤・通学		垂井町への通勤・通学	
	市町村名	人数 (人)	市町村名	人数 (人)
1位	大垣市	3,998	大垣市	2,490
2位	岐阜市	834	養老町	495
3位	名古屋市	642	関ヶ原町	471
4位	養老町	639	池田町	232
5位	関ヶ原町	578	神戸町	197

資料：国勢調査 (2010年)

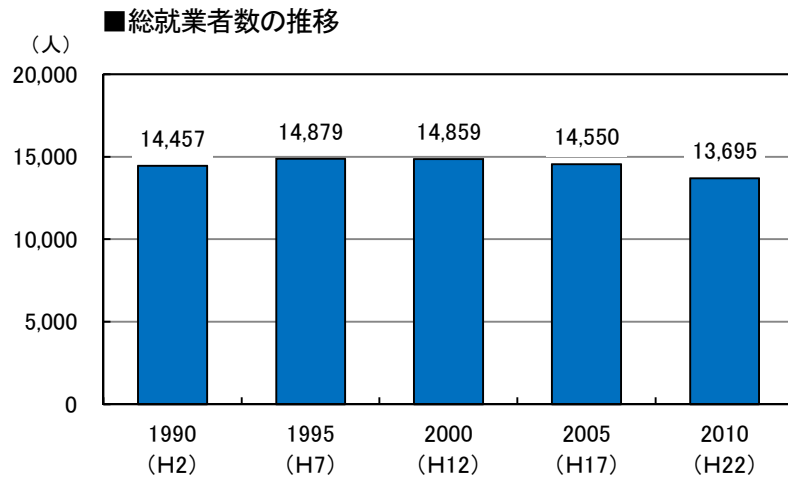
通勤・通学においても、転入・転出と同様に大垣市との間で人数が多く、大垣市のベッドタウンとしての傾向がみられることから、大垣市とのつながりが深いことがわかります。また、交通の利便性が良いことから、他市町への通勤・通学に便利な居住地としての面と、他市町からの働く場としての面の、両面をあわせもっています。

7 産業・就業者の状況

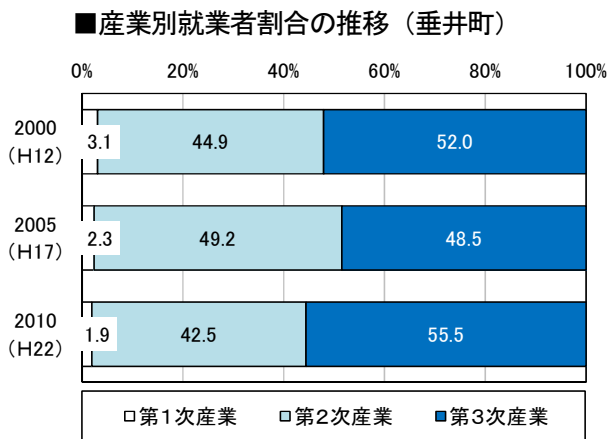
(1) 就業者の状況

本町における総就業者数は、総人口がピークであった2000（平成12）年を境に近年は減少傾向にあり、高齢化の進行などを背景とした就業者の減少が読みとれます。

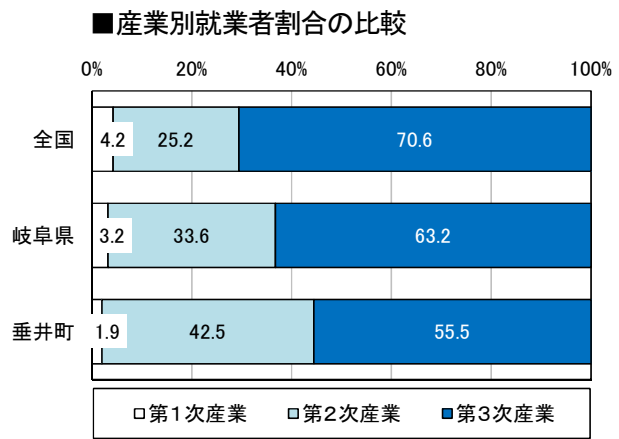
また、産業別就業者割合をみると、全国や岐阜県と比較して第2次産業従事者の占める割合が大きく、第3次産業の占める割合は小さくなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査（「分類不能の産業」を含まない）



資料：国勢調査（2010年）（「分類不能の産業」を含まない）

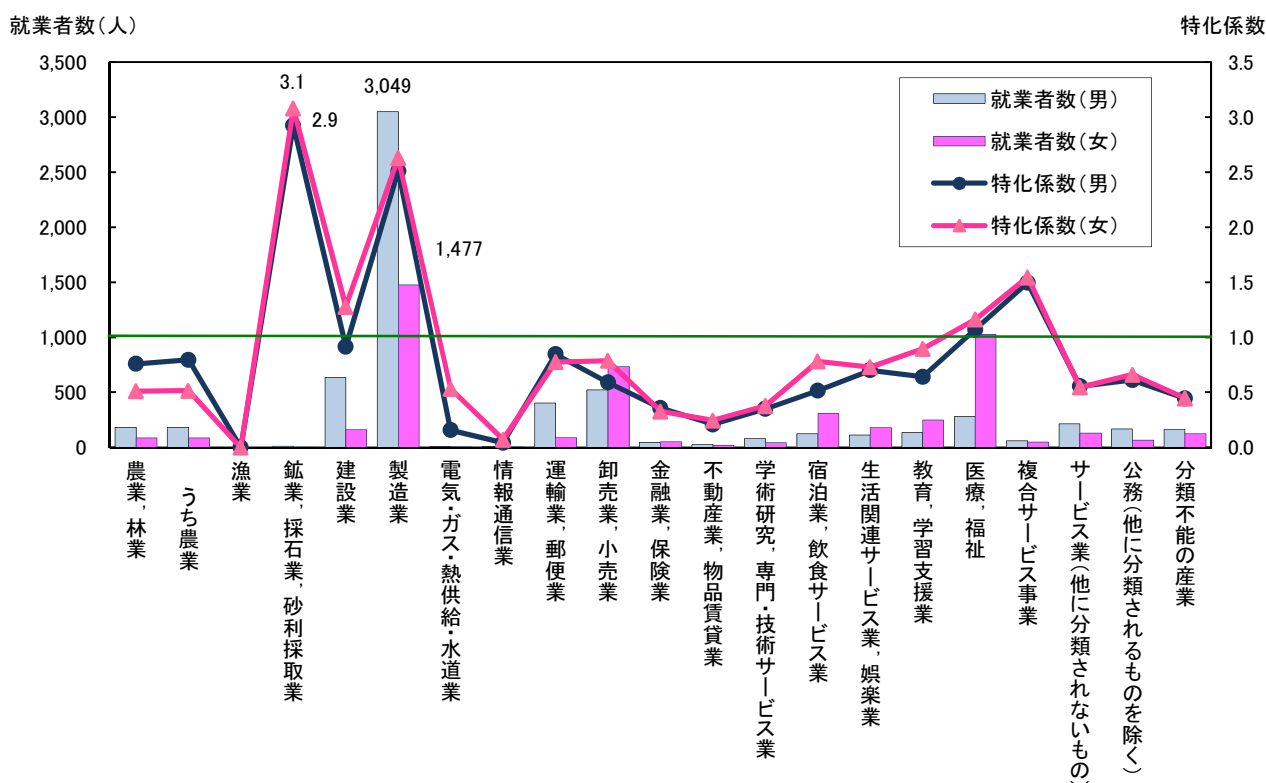
就業者数が減少傾向にあり、産業活動等の活力低下が危惧されます。

(2) 就業者数・産業特化係数の状況

産業別就業者数は、男女ともに製造業が多くなっており、次いで、男性は建設業の就業者数が多く、女性には医療、福祉の就業者数が多くなっています。

特化係数が1.0を超える産業が、その地域の基幹産業とされていることから、本町においては、製造業が基幹産業に該当します。

■就業者数・産業特化係数の状況



資料：国勢調査（2010年）

※「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」は、就業者数が少ないため、基幹産業から除きます。

■特化係数

$$\text{特化係数} = \frac{\text{各自治体のある産業の就業者の割合}}{\text{全国のある産業の就業者の割合}}$$

※産業分類別の就業者数の構成比を、全国の構成比で除した値

製造業を中心とする第2次産業が盛んであり、本町の主力産業となっています。

第 3 章 町民の意識

1 アンケート調査

(1) 調査の実施概要

人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたり、町民の意識、意向等を把握するためアンケート調査を実施しました。

調査種類	対象者	調査期間	調査方法	配布・回収数
出産・子育て、結婚、進路・就職等に関するアンケート調査	町内在住の 18 歳以上 50 歳未満の方から無作為に 1,000 人を抽出	2015 (H27) 年 7 月 3 日～ 7 月 21 日	郵送による 配布・回収	配布：1,000 回収：315 (回収率：31.5%)

(2) 調査の結果（概要）

- 「あなたは垂井町に愛着を感じていますか」の問いに「愛着を感じる」と回答した割合は 76.5%でした。理由として、「生まれ育ったふるさとであるため」「親、兄弟、親戚がいるため」の順となっています。
- 垂井町の定住や移住を促進するための取り組みで効果があると思う施策は「子育て支援」が半数以上と群を抜いて高くなっています。次いで「医療機能の整備」「企業誘致」の順となっています。
- 住宅を取得した・予定する人の 85.2%が居住場所を垂井町とし、多くの人が定住の場として垂井町を選んでいきます。
- 住宅購入の際に重視した理由として、「通勤・通学などの利便性」「火災・地震・水害などに対する安全性」の順となっています。
- 「あなたにとって、理想的な子どもの数は」の問いに「2人以上」と 90%を超える人が答えています。
- 理想的な子どもの数の平均人数は 2.36 人となっていますが、一方で「子どもがいる」と答えた人の実際の子どもの平均人数は 1.95 人と理想を下回っています。
- 独身と回答した人のうち、88.7%が結婚を希望しています。理由として、「家庭を持ちたいから」「両親や親戚を安心させたいから」「子どもが欲しいから」の順となっています。
- 独身の人への「あなたは現在交際していますか」の問いに「交際している相手はいない」と回答した人は、69.2%となっています。
- 就職先の希望として、学生のうち 80.0%が垂井町外での就職を希望しています。その理由は「町外のほうが仕事の選択肢が多い」「町内に希望する仕事がない」の順となっています。

2 ワークショップの概要

(1) ワークショップの実施概要

参加者	開催日	開催方法
62名の町民、高校生、中学生 岐阜経済大学の学生 町職員	2015（H27）年 8月9日（日）	“地方創生”-みんなで考えよう垂井のまちを- テーマごとに自由な発想で垂井町について意見 交換しました。

(2) ワークショップでの意見（概要）

「雇用」 安定した雇用の場を創るために

- 交通の便の良さ、森林資源、豊富な水など、垂井町の良さを積極的にアピールして企業誘致を促進したら。
- 製造業だけでなく、6次産業化を図るなど、農業での雇用を拡大したら。
- 子育て中の母親、女性、高齢者、障がい者など、就労意欲がある方と働き手を求める企業との間で、マッチングさせるしくみを構築したら。

「交流」 たくさんの人に来てもらうために

- 垂井町の観光資源の有効活用と、ツアーの企画などによる観光地のPRが必要。
- 道の駅をつくるなどして、特産物の開発・販売を行ったら。
- 池田温泉を有する池田町や古戦場を有する関ヶ原町など、広域で連携した観光を推進したら。
- 観光振興による交流だけでなく、移住・定住の施策による人口維持に取り組んだら。

「子育て・福祉」 子どもを産み、育てやすいまちにするために

- 子育てしている人が安心して働けるよう、仕事と家庭生活等の両立が可能になるような環境整備が必要。
- 安心して子育てができるよう、三世帯同居の促進や子育てに関わるボランティア団体への助成、子どもの居場所づくりや医療費に対する支援が必要。
- 垂井町でも未婚化・晩婚化が進んでいるので、若者の出会いの場の創出が必要。
- 世代間交流により、地域で子育てをしていく意識の醸成が必要。

「まちづくり」 健康で安全安心な暮らしをするために

- 地域ぐるみでの防犯・防災対策、青少年の育成など、安全で安心な地域づくりが必要。
- 地域コミュニティ（まちづくり）への若者の参加促進、交流機会の創出などのしくみづくりが必要。
- 高齢者の生きがいづくりや、スポーツを通じた健康づくりが必要。
- 地域の空き家対策として、リストの作成・情報提供が必要。
- 地産地消の推進、町の魅力の発信などのさまざまなまちづくり活動を活性化させることが必要。

「中学生・高校生 ～私たちの本音～」

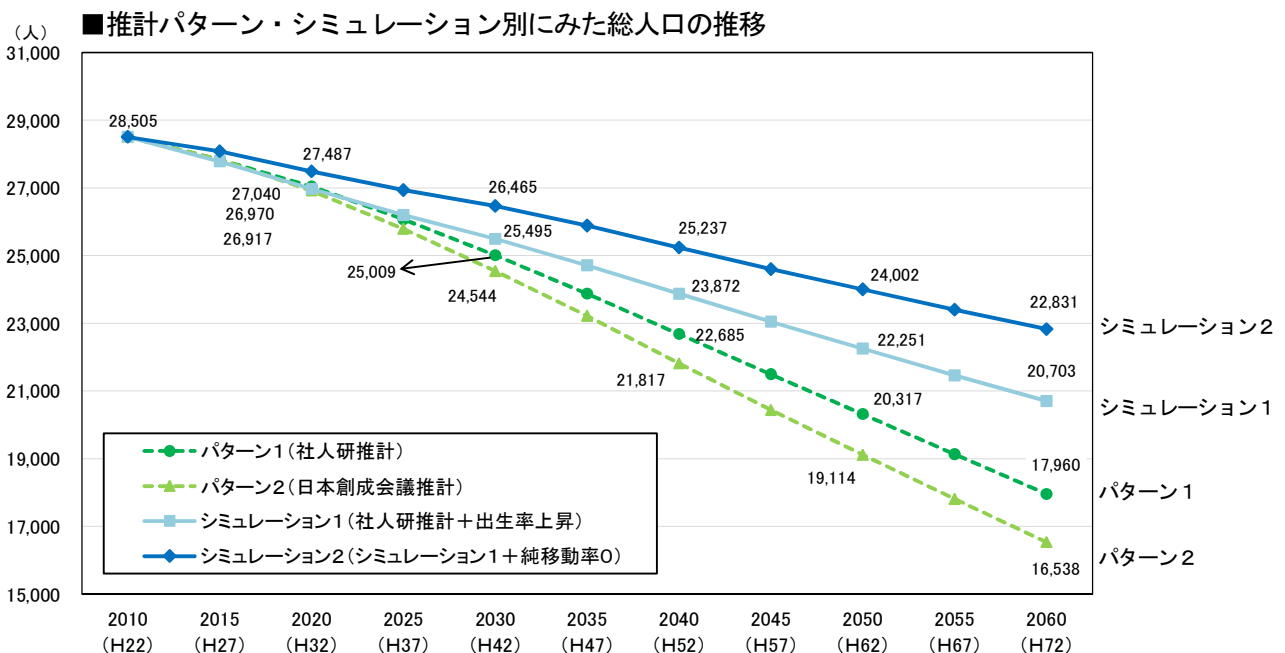
- 垂井町は自然が豊かで、伝統文化、高校もあるが、一度は親元を離れて町外で暮らしたい。町内に大学や大型ショッピングセンターがほしい。
- 「働きやすい環境」、「家族みんなで楽しめる場所」があるまちに暮らしたい。
- 垂井町の役に立ちたいと考えている中学生を、もっと活用してほしい。

第4章 垂井町の将来展望人口

1 人口推計と人口シミュレーション

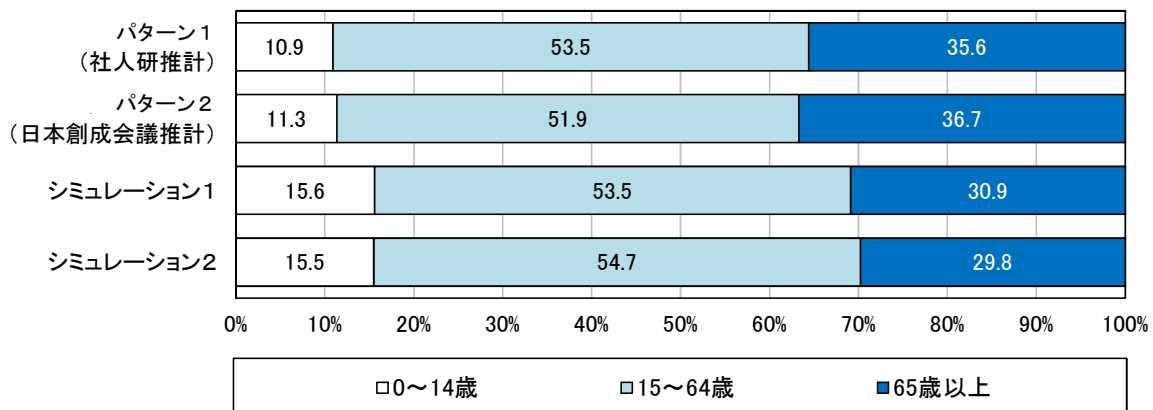
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計（平成 25 年 3 月推計：パターン 1）」、日本創成会議の「地域別将来人口推計（パターン 2）」によると、本町の総人口は 2010（平成 22）年以降も減少し続ける見込みとなっており、特に社会増減の影響が縮小（収束）しないと仮定した日本創成会議の推計では、人口減少がより進むとされています。

また、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析するため、将来人口推計における社人研推計（パターン 1）をベースに 2 つのシミュレーションを行った結果、2060（平成 72）年の人口はシミュレーション 1 で 20,703 人、シミュレーション 2 で 22,831 人となることが見込まれ、パターン 1 と比較するとシミュレーション 1 で 2,743 人、シミュレーション 2 で 4,871 人の人口減少を抑制することができます。



資料：国提供ワークシート

■推計パターン・シミュレーション別にみた年齢3区分別人口割合（2060年）



資料：国提供ワークシート

■推計パターン・シミュレーション別にみた結果の一覧

	仮定		2060年		
	自然動態	社会動態	人口	高齢化率	
パターン1 (社人研推計)	これまでの出生の水準で推移 合計特殊出生率 →概ね 1.49 で推移	現在の純移動率が半減 純移動率 →2020年にかけて 1/2 に半減	17,960人	35.6%	何も対策を取らない場合、人口は18,000人を切り、高齢化率は35%を超えることとなります。
シミュレーション1	現在の出生率が改善 合計特殊出生率 →2030年までに 2.07 まで上昇 ^{※)}	上記と同条件	20,703人	30.9%	出生率が大きく改善されたことで、人口が20,000人を超え、高齢化率は30%に低下します。
シミュレーション2	上記と同条件	純移動率が改善 純移動率 →±0	22,831人	29.8%	さらに、転出者が抑制、転入者が増加するなど純移動率が大きく改善されたことで、人口が22,000人を超えます。
パターン2 (日本創成会議推計)	これまでの出生の水準で推移 合計特殊出生率 →概ね 1.49 で推移	現在の純移動率が収束しない 純移動率 →2010年以前と同水準	16,538人	36.7%	何も対策を取らず、さらに純移動率が収束しないとした場合、人口は17,000人を切り、高齢化率は36%を超えます。

※) 合計特殊出生率 2.07 は、「人口置換水準」といい、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のことです。

上記に示すとおり、垂井町においては、「自然増減」及び「社会増減」の影響をともに大きく受けることから、出生数を増やす「自然動態」に係る施策及び人口流出を止める、または人口流入を増やす「社会動態」に係る施策、双方において効果的であると見込まれます。

「自然動態」については、晩婚や未婚を解消し合計特殊出生率を上昇させ、「社会動態」については、転出を抑制し転入を増加させることで、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけます。

2 将来展望人口

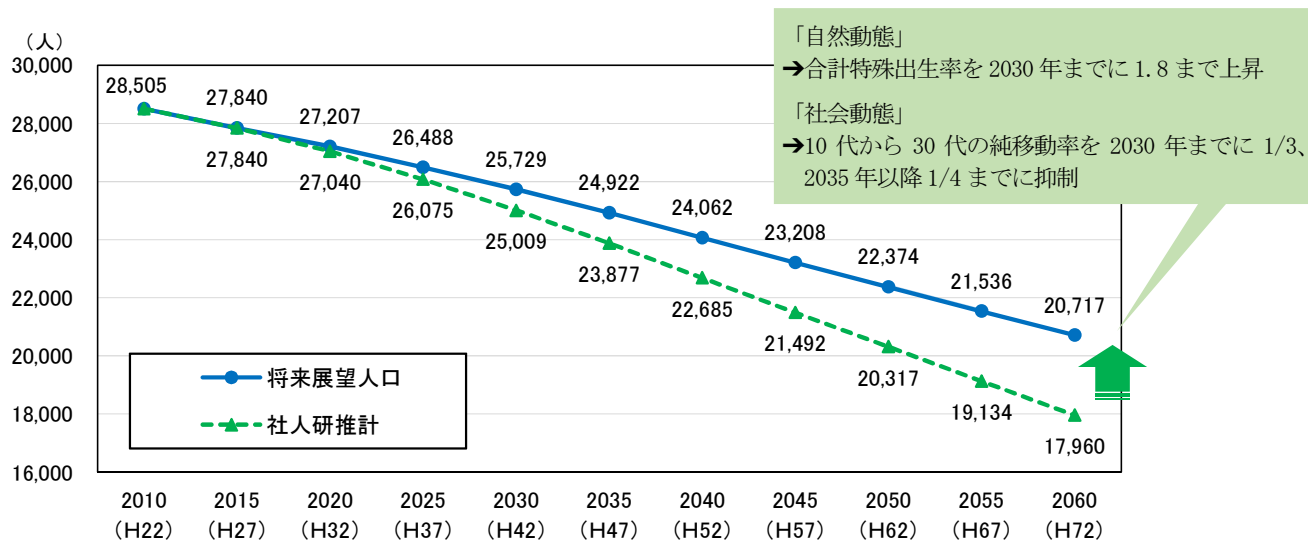
【現状・課題のまとめ】

- 本町では、現在まだ深刻な状態ではありませんが、人口減少・少子高齢化の傾向がみられはじめています。その要因として、いわゆる「団塊の世代」の高齢化、若年者の町外への流出、合計特殊出生率が上がっていないことなどが考えられます。
- 若い世代においては進学・就職・結婚を機に町外に転出する人が多く、特に住民アンケート結果からも、自らが望む職業の選択肢を求めて町外に出て行っていることがわかります。また、本町の主力産業は製造業が中心となっていますが、ワークショップの結果からは若い世代の就労先として、農林業などの第1次産業や観光業などの第3次産業の創出や就労のマッチング支援についても検討していくことが求められています。
- 住民アンケートなどの結果においても、定住のために「子育て支援」が求められていること、理想の子ども数と実際の子ども数に乖離がみられることなどから、合計特殊出生率の上昇、出生数の増加に向けた取り組みが必要となっています。
- 近年本町においても未婚率の上昇、晩婚化の傾向がみられますが、住民アンケートの結果からは未婚者の約9割が将来的に結婚を希望していることから、その支援策も検討していく必要があります。
- 人口シミュレーション1によると、出生率を上げた場合、人口減少の抑制、高齢化率の上昇抑制などの改善傾向がみられることから、合計特殊出生率の上昇、出生数の増加に向けた自然増の取り組みが効果的です。
- 人口シミュレーション2によると、さらに人口移動を均衡させた場合、さらなる人口減少の抑制がみられることから、転出者の抑制、転入者の増加に向けた社会増の取り組みが効果的です。



【将来展望人口】

以上のことから、本町においては結婚支援、出産・子育て支援、若い世代の新たな就労先の創出や就労支援等の総合的な施策の展開により、**2030（平成42）年までに合計特殊出生率を1.8まで上昇させ、10代から30代の若年者の転出を抑制する**ことで、**2060（平成72）年の人口21,000人**を目指します。



資料：国提供ワークシート

垂井町まち・ひと・しごと創生
総合戦略

第 1 章 総合戦略の概要

1 基本的な考え方

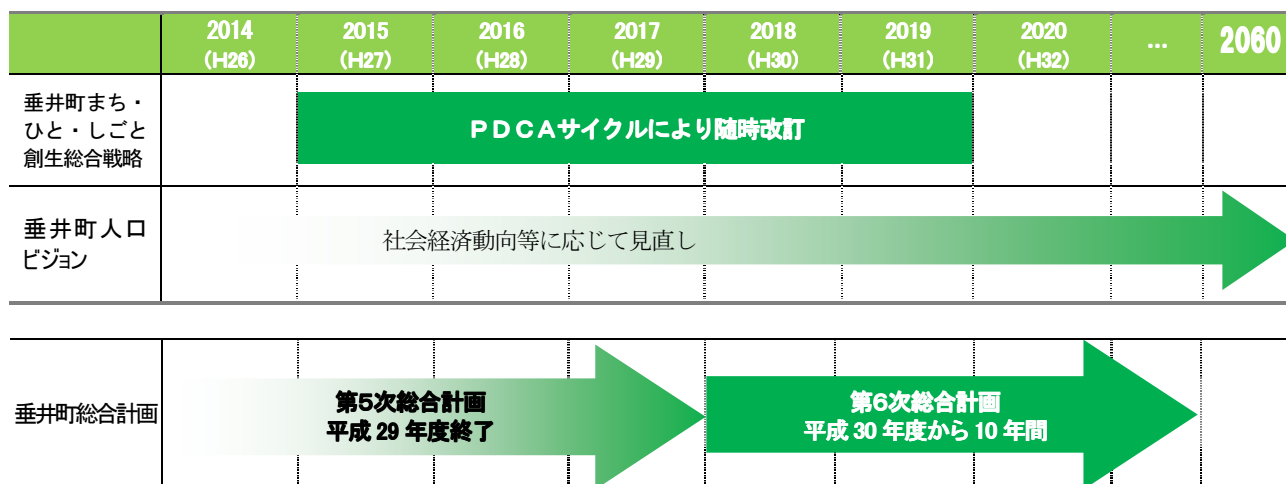
少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中の是正、地域での住みよい環境の確保等を通じて、活力ある日本社会を維持していくため、2014（平成26）年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

「まち・ひと・しごと創生法」では、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが地方自治体の努力義務とされています。これに基づき、本町においても、人口動向や将来人口推計の分析を踏まえた中長期の将来展望を提示するとともに、人口動向や産業実態等を踏まえ、活力あふれるまちづくりを進めていくための総合戦略を策定する必要があります。

そこで、本町においても、将来にわたり持続可能な人口を維持し、発展を続けていくための事業戦略として、今後5年間を計画期間とする「垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2 戦略の期間

「垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。

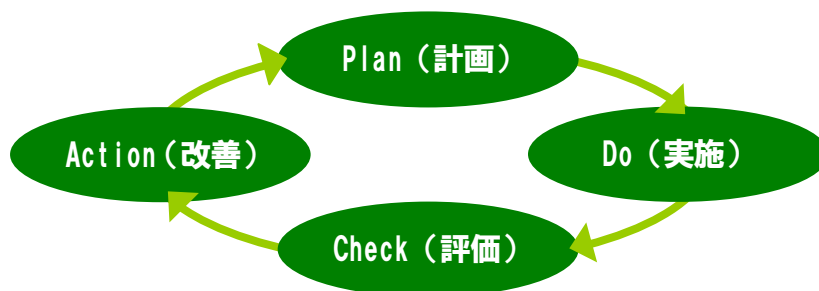


3 戦略の推進体制

(1) PDCAサイクルの構築

総合戦略の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標：KPI^{※1}）を設定しています。

この重要業績評価指標（KPI）をもとに、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに基づき管理し、実効性を確保しながら施策を推進していきます。



PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。

(2) 住民参画による施策の推進

- ① 幅広い住民参画のもと、さまざまな意見を取り入れながら、目標達成に向けて施策を推進します。
- ② 戦略の進捗管理は、産官学金労言^{※2}各分野における有識者からなる「垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」により実施します。さらに、住民、関係団体、企業、議会、行政など、垂井町を構成するすべての主体の協働のもと、戦略を推進します。
- ③ 町政の重要事項等を審議調整する「垂井町経営統合会議」（町長を議長とする。）に、「垂井町まち・ひと・しごと創生事業検討委員会」（副町長を委員長とする。）を設置し、戦略の推進について調整を行います。

^{※1} 重要業績評価指標（KPI）

施策の進捗状況を検証するために設定する指標のこと。Key Performance Indicatorsの略。

^{※2} 産官学金労言

（産）産業界、（官）地方自治体や国の関係機関、（学）大学等の高等教育機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディアのこと。

第2章 総合戦略の体系

1 基本目標

1 雇用

地元産業の振興及び新たなしごとの産出による安定した雇用の創出

本町の強みを生かし、企業誘致や地元企業の活性化を図ります。また、第1次産業から第3次産業までの各種産業をバランス良く活性化させることで、若年世代に選ばれる就労環境づくり及び経済活動の活性化を図ります。

2 交流

まちの魅力で新たな人の流れの創出

自然、歴史、文化を生かしながら、観光事業の活性化を図ることで交流人口の拡大を目指します。併せて、町の認知度を高め、魅力をPRすることで移住、定住の促進を図ります。

3 子育て・福祉

子育て支援の充実及び障がい者（児）に優しい社会の創出

若い世代の結婚を支援するとともに「垂井町で子育てしたい」と思えるような「子育て支援」を総合的に充実し、合計特殊出生率の上昇、出生数の増加を図ります。また、小中学校においては、特色ある学校教育の推進により、ふるさとを愛する心を養うことで、まちの魅力を高めます。これらの取り組みを通して、将来的な年少人口割合の増加とそれに伴う高齢化率の上昇抑制を図ります。

4 まちづくり

住民参画による新しいまちづくりの創出

コミュニティの基盤づくりを進めるとともに、住民主体のまちづくり活動や相互扶助による共助の取り組みを促進し、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めることで、定住価値を高めるとともに少子高齢化に対応します。

5 広域連携

広域連携による地域力の創出

近隣市町との連携により、圏域全体の経済の活性化、人口の維持・増加を図ります。これらの連携を強化することで、交流人口の拡大、結婚支援等による合計特殊出生率の増加、圏域内への転入者の増加を進めます。

2 体系

総合戦略の体系は、次のとおりです。



3 子育て・福祉

子育て支援の充実及び障がい者（児）に優しい社会の創出

施策〔1〕

結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援

施策〔2〕

ワーク・ライフ・バランスの推進

施策〔3〕

障がい者（児）福祉の拡充

4 まちづくり

住民参画による新しいまちづくりの創出

施策〔1〕

地域コミュニティの活性化

施策〔2〕

世代間交流の推進

施策〔3〕

健康づくり・生きがいつくりの推進

施策〔4〕

安全・安心まちづくりの推進

施策〔5〕

多文化共生の推進

施策〔6〕

空き家対策の推進

5 広域連携

広域連携による地域力の創出

施策〔1〕

広域連携による事業の推進

第 3 章 総合戦略

1 雇用

地元産業の振興及び新たなしごとの産出による安定した雇用の創出

現状と課題

産業振興及び雇用の創出は地域経済の活力の源です。しかし、人口が減少するなか、就業者数の減少により経済活動の低迷や地域活力の低下、それらに伴う町税の減収等が懸念されます。

また、本町は進学、就職、結婚に伴う若年者の町外流出が顕著であるため、魅力ある職場づくりも課題のひとつとなっています。そのため、安定し、かつ多様な雇用の場を創出するとともに、女性、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人材が活躍できる産業基盤づくりが求められています。

基本方針

本町の強みである工業力を生かしつつ、農業、商業などの多様な産業をバランス良く発展させるため、「新たな企業誘致」、「既存企業への支援」、「新規就農者の増加」等の施策を進め、個々の希望に応じた働き方ができるまちを目指します。

数値目標

数値目標	基準値	目標値（H31）
製造業従業者数	4,136人（H25）	4,500人
新規就農者数（計画期間内の累計）	—	3人

効果目標

- 安定した雇用の場の確保
- 地域経済の活性化
- 税収の増加

施策〔1〕

新規企業の誘致強化

新規企業の進出による雇用機会の拡大、地域経済の発展を目的として、恵まれた地理的条件などを生かした企業誘致のための工業用地を確保するとともに、企業が進出しやすいような支援を行います。

KPI	基準値	目標値（H31）
新規企業誘致数（計画期間内の累計）	—	2社

1-〔1〕-1

離山周辺地区工場用地開発事業

県道赤坂垂井線に隣接し、名神高速道路関ヶ原インターチェンジや東海環状自動車道大垣西インターチェンジへのアクセスが良いことなど、立地条件の良好な離山周辺工業用地を整備します。また、垂井町企業立地促進条例に基づく奨励金を活用しながら、当町への企業進出のメリットを積極的にアピールしていくなど、新たな企業の進出を受け入れるための体制を強化します。

1-〔1〕-2

栗原地区ほ場整備事業における非農用地の活用事業

栗原地区で進めている、ほ場整備事業において非農用地を創出し、県道養老垂井線、現在整備されている名神高速道路（仮称）養老SAスマートインターチェンジへのアクセスが良いことなど、立地条件の良さなどを生かして、企業の進出を進めます。また、垂井町企業立地促進条例に基づく奨励金を活用し、当町への企業進出を積極的に支援します。

施策〔2〕 地元企業への支援

地元企業の生産体制強化や商業の活性化に向け、円滑な支援を行います。

KPI	基準値	目標値（H31）
工場等設置奨励金交付件数	1社（H26）	2社
垂井町商工会会員数	507人（H26）	520人

1-〔2〕-1 投資設備の補助事業

地元企業の生産体制強化に向けた積極的な工場拡張及び設備投資を促すため、垂井町企業立地促進条例に基づく奨励金を活用し積極的な支援を行っていくとともに、国際戦略総合特区の規制緩和や支援制度の活用による円滑な支援を行います。

1-〔2〕-2 商工会事業への支援事業

商工会が実施する、町内事業者への経営に関する指導及び地域活性化のためのイベント・事業に対し、支援を行います。

施策〔3〕

就労の拡大・雇用促進

多様な人材が活躍できる就労・雇用環境づくりを目指すとともに、町内の定住人口増加に向けて若者などが町内で就労しやすい環境を整備します。

KPI	基準値	目標値（H31）
起業・創業数（計画期間内累計）	—	3件
雇用促進奨励事業利用件数	1件（H26）	5件

1-〔3〕-1

若者、Uターン者等を対象とした就職支援 <新規>

町外へ就職、進学した若者のUターン・Iターンを促進するため、若者を対象とし、さまざまな媒体を通じた積極的な情報発信や相談等を行います。

1-〔3〕-2

起業・創業への支援 <新規>

起業意欲のある人に対し、商工会をはじめとする関係機関との連携のもと、起業支援情報の提供及び相談の実施など、起業・創業に向けた支援を行います。

1-〔3〕-3

女性・障がい者・高齢者の就職促進 <新規>

人口が減少するなか、女性や障がいのある人、高齢者などの多様な人材が活躍できるよう、女性対象の再就職セミナー、企業への障がい者雇用に関する相談・支援などの就労支援を行います。

1-〔3〕-4

雇用促進奨励事業

若年者、中高年齢者などの離職者を、国のトライアル雇用制度を活用し常用雇用するに至った事業者に対し、奨励金を支給します。

施策〔4〕

農林業の振興

担い手の育成や町内における地産地消の推進、また、本町の資源を生かし、他市町村にアピールできる特産品の開発等を行い、農林業の振興を図ります。

KPI	基準値	目標値（H31）
ほ場整備事業進捗状況（事業費ベース）	3.9%（H26）	72.7%

1-〔4〕-1

経営体育成基盤整備事業

優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することにより、食料自給率の向上や農業の多面的機能を確認するため、栗原地区等において「ほ場整備事業」を推進するとともに、集落営農体制の強化を図ります。

1-〔4〕-2

学校給食への地元食材利用事業

食料自給率の向上や農林業の活性化のため、地場産物の学校給食への活用を推進します。

1-〔4〕-3

新規就農者への支援

農業従事者の高齢化や担い手不足に対応するため、就農者に対する補助・融資などを検討し、新規就農者の増加を図ります。

1-〔4〕-4

特産品開発・6次産業化 <新規>

産業の多様化に向け、本町の農産物及び森林資源等を生かした特産品の開発支援、6次産業化の支援及び販路開拓支援を行います。

2 交流

まちの魅力で新たな人の流れの創出

現状と課題

本町には、町ゆかりの武将、竹中半兵衛重治、垂井宿などの歴史的な資源が数多くありますが、全国的に見て、町の認知度は十分ではありません。また、観光客のみならず、定住する人を増加させていくためには、町の魅力の発信を行い、より多くの人を町に呼び込むための取り組みが必要となっています。

基本方針

本町の魅力ある歴史、文化資源を生かすとともに磨き上げ、積極的にPRを行うことで観光客の増加を目指します。また、町内外で垂井町の認知度を高めることによって、将来的な定住人口の増加、転入者数の増加を図ります。

数値目標

数値目標	基準値	目標値（H31）
垂井町観光案内所訪問者数	3,829人（H26）	4,500人
純移動数（転入者数と転出者数の差）	▲63人（H25）	▲12人

効果目標

- 観光客の増加
- 地域経済の活性化
- 住民のまちへの愛着の醸成

施策〔1〕

観光資源の活用・発信

町内の観光資源を磨き上げ、これを積極的に発信することで、垂井町の観光地としての認知度を高め、交流人口の拡大を図ります。

KPI	基準値	目標値（H31）
垂井町観光協会ホームページへのアクセス数	36,540件（H26）	44,000件
垂井町観光協会会員数	180人（H26）	200人

2-〔1〕-1

観光のPRの推進

町内に点在する観光施設や案内看板の計画的な修繕、整備等を行うとともに、観光協会のホームページの改編を行い積極的に情報を発信することで、より多くの観光客を呼び込み、来訪者が回遊性のある観光ができるようにします。

2-〔1〕-2

観光協会支援事業

観光協会の活動支援を通じて町における観光事業の振興及び観光資源の開発を行い、町への誘客を推進します。

2-〔1〕-3

観光推進事業

観光ボランティアの育成や各種観光イベントの開催などのソフト面及び観光客の動線に配慮した看板の設置などのハード面を整備することで、観光客の受入体制を整え、持続的な交流人口の拡大を図ります。

施策〔2〕 まちのPR

本町の魅力を、多様な媒体を活用して町内外に発信することで、町の認知度を高めます。

KPI	基準値	目標値（H31）
垂井町ホームページへのアクセス数	129,225件（H26）	150,000件
「垂井の文化財」検定受験者数	33人（H26）	50人
町外へのイベント出展件数	11件（H26）	15件
「半兵衛の里」来場者数	14,236人（H26）	16,000人

2-〔2〕-1

ホームページの戦略的活用事業 <新規>

町の施策や各種事業等の最新情報を幅広い視点で随時発信するとともに、研修等により地域情報発信力を強化し、町内外へ向けPRします。また、より迅速かつ広範囲にわたる情報発信を目指し、広く普及しているフェイスブックなどのソーシャルネットワークシステムの活用を図ります。

2-〔2〕-2

「垂井の文化財」検定事業

多くの人がまちの歴史、文化を知ることができる機会として、文化財保護協会が実施する「垂井の文化財」検定を積極的に支援し、住民の郷土に対する愛着を深めるとともに、次世代に本町の歴史及び文化を引き継ぎます。

2-〔2〕-3

特産品のPR

地元産の野菜、はちみつ、そば等の町の特産品を販売するアンテナショップ「半兵衛の里」の運営を充実させるとともに、「垂井特産品認証制度」を活用し、町の特産品を町内外へ積極的にPRしていきます。

2-〔2〕-4

交流の場の創出 <新規>

食事、観光、まちづくり活動などさまざまな活動目的に基づき、地域住民、来町者が集い、情報交換や交流ができる「場」の創出について検討します。

施策〔3〕

移住・定住の促進

「垂井町人口ビジョン」で示す将来展望人口の達成に向けて、特に20代、30代の移住・定住を促進するための取り組みを進めます。

KPI	基準値	目標値（H31）
新築住宅数	122棟（H26）	130棟

2-〔3〕-1

市街化区域内の土地活用事業

市街化区域内の一団の未利用地内において有効な土地活用をするため、計画的な道路整備を行うなど、積極的な土地活用を促進します。

2-〔3〕-2

子育て世代の定住促進プロモーション <新規>

垂井町を定住の場とするため、多子世帯に対する支援金の創設などの検討を行いながら、まちの魅力をPRする冊子やインターネットツールなどを活用し、子育て世代を対象にした定住促進プロモーションを実施します。

2-〔3〕-3

若い世代への定住促進プロモーション <新規>

進学、就職等により町を離れた若い世代に対し、町の魅力や就労の場としての強み、子育てのしやすさ等を発信するため、さまざまな情報媒体の活用、各種イベントなど情報発信の機会を創出するとともに、定住者向けの支援金の創設について検討を行うなど、若年者の定住につなげます。

施策〔4〕

垂井応援ネットワーク事業

日本全国に「垂井町ファン」を増やすことで、垂井町のまちづくり活動への支援の拡充を図ります。

KPI	基準値	目標値（H31）
ふるさと納税寄附件数	6件（H26）	30件

2-〔4〕-1

ふるさと納税拡充事業 <新規>

本町のまちづくり活動を活性化させる新たなしくみの構築に向け、町の特定の施策・事業に賛同する方の寄附を広く集めるクラウドファンディング^{※3}のしくみの導入も視野に入れ、ふるさと納税制度の拡充を行います。

施策〔5〕

公共交通の拡充

垂井町は、東西に国道21号が横断、町の中心部にJR垂井駅を有し、名古屋駅まで45分、岐阜駅まで20分と、近隣都市の通勤圏内にあります。そこで、交通利便性のさらなる向上に向け、町の運行する巡回バスと鉄道との間で乗り換えがしやすい交通体系を再構築し、観光や日常生活などにおける、地域拠点間の周遊性を高めます。

KPI	基準値	目標値（H31）
コミュニティバス利用者数	18,982人（H26）	24,000人

2-〔5〕-1

コミュニティバス運行事業

公共交通機能の拡充を図るため、町の中心部に位置するJR垂井駅を結節点とする、町内各地域を周遊する4路線のコミュニティバスを整備するとともに、さらなる利便性向上に向けた見直しを継続的に行っていきます。

※3 クラウドファンディング

不特定多数の人が、インターネットなどを經由して、他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

3 子育て・福祉

子育て支援の充実及び障がい者（児）に優しい社会の創出

現状と課題

住民アンケートによると、住民が定住にあたって求める施策として「子育て支援」をあげる回答が多数を占めました。さらにアンケートで把握した理想の子どもの数と実際の子どもの数には乖離がみられるため、希望する人数の子どもを産むことができるよう、その阻害要因を解消していくことが必要です。

また、誰もが将来に希望を持てる社会にしていくためには、障がいの有無に関わらず、安心して暮らしていけるような地域づくりも求められます。

基本方針

希望する人が本町で結婚し、子どもを産み、安心して子育てすることができるよう各種支援を行い、合計特殊出生率の上昇、出生数の増加を図ります。また、障がいのある人に優しい地域社会の環境をつくり、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

数値目標

数値目標	基準値	目標値（H31）
出生数	203人（H26）	230人
合計特殊出生率	1.39（H25）	1.60

効果目標

- 出生数の増加
- 子育て世帯の転入・定住
- 女性の労働力率の向上

施策〔1〕

結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援

結婚・妊娠・出産・就学前の保育・教育から学校教育まで、各段階で必要な切れ目ない支援を行います。

KPI	基準値	目標値（H31）
婚活イベント回数	—	2回
不妊治療費助成件数	36件（H26）	100件
子育て支援センター利用者数	7,667人（H26）	8,316人
こども園施設数	1施設	2施設
土曜日授業の実施回数	—	年10回・各校

3-〔1〕-1

非婚・晩婚化の対策

結婚、出産等を希望する男女が、望みどおり結婚し、垂井町で家庭を築いていけるよう、町社会福祉協議会などが実施する結婚相談事業について支援を行っていきます。また、地区まちづくり協議会の活動の一環として実施する、出会いの場の創出事業に対し支援を行います。

3-〔1〕-2

妊娠を望む夫婦への支援

経済的な理由など、それぞれの事情において妊娠を希望する人が子どもを持つことをあきらめることがないように、不妊治療に要した費用の一部を助成するとともに、安心して妊娠・出産するための妊婦健康診査の費用を助成します。また、不妊治療を受けている人の精神的負担軽減のための相談窓口の設置についても検討を行います。

3-〔1〕-3

子育て支援の充実

各種の保育・子育て支援サービスを充実させることで、子どもを産み、育てやすいまちづくりを進めます。

3-〔1〕-3 ①

乳幼児健康診査の充実

乳幼児の健やかな成長のため、町保健センターにて4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。

3-〔1〕-3 ②

一時保育の実施事業

保護者の短時間就労、緊急の疾病等により一時的に保育が必要な場合に対応するため、一時保育事業を実施します。

3-〔1〕-3 ③

病後児保育事業

保護者に対して子育てと就労の両立を支援するとともに、病気の回復期等で集団保育が困難な児童への保育環境の整備を目的として、大垣市の病後児保育施設を広域利用して病後児保育事業を実施します。

3-〔1〕-3 ④

延長保育、低年齢児保育など特別保育の充実

子育て中の保護者の就労と子育てとの両立を支援するため、延長保育や低年齢児保育を実施します。

3-〔1〕-3 ⑤

留守家庭児童教室の運営事業

家庭において就労等の理由により、保護者の適切な保護が得られない児童の心身の健全な育成を図るため、留守家庭児童教室を運営します。

3-〔1〕-3 ⑥

子育て支援センター事業

乳幼児を持つ保護者の精神的な負担の軽減や、地域全体での子育て支援の機運づくりなどを目的に、子育て支援センターにおいて各種事業を実施します。

3-〔1〕-3 ⑦

子育てサポート事業

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの実現と子育てボランティアの育成を図るため、コミュニティママ子育てサポート事業及び子育てコンサルタント事業を実施します。

3-〔1〕-3 ⑧

幼保一元化の推進

多様なニーズと社会環境の変化に対応できる体制を構築するため、幼稚園、保育園の再編整備と併せて、幼児教育、保育、子育て支援を総合的・一体的に支援する「幼保一元化」を推進します。

3-〔1〕-3 ⑨

児童発達支援事業の充実

身体の発達が緩やかな児童に対し、集団生活での適応指導等を行いながら、児童の健やかな成長と生きる力を育みます。

3-〔1〕-4

教育の充実

小学校、中学校における、特色のある魅力的な教育を推進するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境を整備します。

3-〔1〕-4 ①

特色ある学校づくり事業への支援

各小中学校の特色を生かし、体験活動等を通じて認識力・自己啓発力・行動力のある児童生徒を育成するための事業を支援します。

3-〔1〕-4 ②

英語教育の推進

外国語（英語）を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の育成を図るため、小学校英語講師（日本人）を採用して各小学校へ派遣します。

3-〔1〕-4 ③

土曜日授業の拡充

地域とのふれあい及び学力向上を目的に、土曜日授業（年10回程度）を実施します。

3-〔1〕-4 ④

ICT教育の推進

児童生徒のコンピュータ教育の充実を図るため、学校内へのパソコンの導入及び校内LANの整備、授業へのタブレット端末等の活用を進めます。また、学校事務の円滑な遂行のため職員用パソコンの拡充を図ります。

3-〔1〕-4 ⑤

小学校教育支援講師の配置

複式学級及び3年生から4年生への進級時において35人から40人学級となることにより、教師1人あたりの生徒比率が多くなることから、児童にきめ細かな指導を行うため、教育支援講師を派遣します。

3-〔1〕-4 ⑥

特別支援教育及び幼児教育に関する支援

特別支援教育指導員の配置により、特別支援教育に係る幼児及び児童生徒とその保護者等の相談及び幼小中の特別支援教育コーディネーター等への指導助言を行うとともに、その児童生徒の保護者に対し、就学のために必要な経費負担の軽減を行います。また、幼児教育指導員の配置により、幼稚園、各幼稚園保護者会等と連携し教育活動が円滑に展開できるよう指導を行います。

3-〔1〕-4 ⑦

個別教育支援講師の配置

発達障がいのある生徒や不登校傾向の生徒に対する支援を行うため、専門的知識や技能を持つ講師を配置します。

3-〔1〕-4 ⑧

小中学校連携活動事業の充実

幼稚園及び小・中学校の交流により、小1プロブレムの解消やキャリア教育の充実についての効果が向上していることから、さらなる事業の充実により、中1ギャップの解消についての対応の充実を図ります。

3-〔1〕-4 ⑨

スクールアドバイザーの配置

児童生徒及び保護者との相談・支援業務、担当教諭、支援講師等への指導助言、心のサポーター・スクールカウンセラー等関係機関との連携など、教育相談的側面から学校経営や学級経営への助言を得ることを目的として、豊富な経験と専門的な資格を有するスクールアドバイザーを配置します。

3-〔1〕-4 ⑩

学校備品の充実

児童生徒の学習意欲の向上を図るため、児童生徒用図書の新入及びクラブ活動等の備品を整備します。

施策〔2〕

ワーク・ライフ・バランスの推進

住民が職業生活と家庭生活、地域活動等との調和が図られた暮らしが送れるよう、地域や企業における環境づくりを促し、その両立を支援します。

KPI	基準値	目標値（H31）
ペアクラス参加者数	24組（H26）	24組
垂井町男女共同参画プラン懇話会開催数	2回（H26）	5回

3-〔2〕-1

仕事と家庭の両立支援

子どもを持ちながら働く男女が、ともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを目指し、着替え・沐浴実習などの両親学級（ペアクラス）及び妊娠中から産後の食事栄養教室（プレママキッチン）への父親の参加を促し、男性の育児参加への気運を高めます。

3-〔2〕-2

女性の活躍支援

家庭、地域、企業などへの働きかけや啓発を進め、女性がさまざまな場面で活躍することができるまちづくりを進めます。

3-〔2〕-2 ①

子育てに優しい企業へのインセンティブ付与 <新規>

町内企業において、子育て家庭に優しい企業風土をつくることを目指し、男性の育児休暇取得等を奨励するなどのしくみを構築します。

3-〔2〕-2 ②

男女共同参画社会の推進

男女共同参画の実現に向け、住民、各種団体の代表による懇話会を通じて、「垂井町男女共同参画プラン」に沿った事業の展開、広報等による啓発などを行い、女性の活躍の場の拡充を行います。

施策〔3〕

障がい者（児）福祉の拡充

障がいのある人や児童が安心して過ごせる居場所をつくります。

KPI	基準値	目標値（H31）
生活介護事業・就労継続支援B型事業利用者数	—	20人
放課後等デイサービス事業利用者数	—	20人

3-〔3〕-1

生活介護事業・就労継続支援B型事業（多機能型事業）〈新規〉

障がい者の日中における居場所の確保、就業支援等を行うため、生活介護事業及び就労継続支援B型事業を実施します。

3-〔3〕-2

放課後等デイサービス事業 〈新規〉

障がいのある児童の生活能力向上のための訓練等の実施、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業を実施します。

4 まちづくり

住民参画による新しいまちづくりの創出

現状と課題

本町では、住民主体のまちづくりを進めるため、「まちづくり基本条例」の推進や地域ごとのまちづくり協議会の活動支援に取り組んでいます。今後、人口減少、高齢化が進むなか、より一層、地域による見守り活動、助け合い、支え合いの活動が重要になります。

また、青少年の健全育成や防犯・防災、多文化共生など、さまざまな分野でのまちづくり活動の活発化が求められます。

基本方針

住民、企業、各種団体、行政が一体となったオール垂井で協働のまちづくりを進めるため、より多くの住民のまちづくりへの参画を目指します。また、子どもから高齢者にいたるまで、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

数値目標

数値目標	基準値	目標値（H31）
まちづくりへの住民参加数	24,219人（H26）	27,000人

効果目標

- 住民の居住満足度の向上
- 安全で安心して暮らせる環境の整備
- 地域コミュニティの活性化
- 健康で文化的な長寿社会の構築

施策〔1〕

地域コミュニティの活性化

地域の人口規模や、特性に応じ、住民が主体的に活動できる暮らしやすいコミュニティづくりを促進します。

KPI	基準値	目標値（H31）
地区まちづくりセンター数	2箇所（H26）	7箇所
Wi-Fi 環境構築数	—	7箇所

4-〔1〕-1

地域拠点整備事業

町内7地区に立ち上げられた各地区まちづくり協議会の活動を支援するとともに、その活動のさらなる活性化と、各協議会の自主自立運営に向け、地区センター化に至っていない地区公民館については、地区センター化への移行に向けた支援を行っていきます。

4-〔1〕-2

垂井町どこでもWi-Fi環境構築事業 <新規>

来町者が、無料で手軽にインターネットを利用できるよう、フリーインターネット利用環境の新設（各地区まちづくりセンター、各地区公民館など）を行うことで、利便性や回遊性の向上を図り、観光誘客、地域活性化への展開を目指します。

4-〔1〕-3

提案型協働事業の実施 <新規>

地域が抱える課題に対し、広く住民の発想を生かしながら解決に取り組むため、提案型協働事業を実施します。

施策〔2〕

世代間交流の推進

世代間交流を積極的に進めるなかで、地域での子育て活動、青少年育成を推進していきます。

KPI	基準値	目標値（H31）
地域子ども教室開催数	107回	110回

4-〔2〕-1

地域子ども教室推進事業

地域子ども教室における地域住民の参加による体験活動、交流、学習機会を通じて、地域全体で子どもを育てる取り組みや、親子が一緒に参加できる機会の提供を充実します。

また、地域でのボランティアの人材発掘や人材育成、小中学校の土曜授業への地域団体や地域ボランティアの活用による学校支援を行います。

4-〔2〕-2

青少年活動支援事業

青少年の健全育成を推進するため、子ども会からVYS（ボランティア・ユース・ソーシャルワーカー）、青年のつどい協議会への継続した支援を行うなかで、各団体の連携を図り、地域リーダーの育成に努めます。

施策〔3〕

健康づくり・生きがいつくりの推進

高齢化の進行が避けられないなか、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるまちづくりを進めます。

KPI	基準値	目標値（H31）
「夢の屋」利用者数	11,186人（H26）	12,000人

4-〔3〕-1

交流の場の創出

ふれあいプラザ「夢の屋」の運営ならびに、各地域で活動を行っている高齢者向け事業の運営の支援を行い、誰もが気兼ねなく立ち寄れる交流の場を創出し、高齢者の生きがいつくり、仲間づくりを支援します。

4-〔3〕-2

健康づくりに取り組みやすい環境づくり <新規>

誰もが健康づくりに取り組めるようにするとともに、健康づくり活動が経済の活性化にも寄与するしくみとして、健康マイレージなどのポイント事業を検討します。

4-〔3〕-3

高齢者の生きがい推進事業

活動的な状態にある高齢者を対象に、各地区まちづくりセンター及び公民館において、運動や食などの健康づくり、介護予防に係る活動を行います。

施策〔4〕

安全・安心まちづくりの推進

防犯、防災、交通安全活動を推進することで、安全・安心な地域づくりを進め、本町の定住価値を高めます。

KPI	基準値	目標値（H31）
犯罪発生件数	314件（H26）	280件
自主防災組織数	95団体（H26）	100団体

4-〔4〕-1

防犯体制の強化

登下校時の児童生徒の安全確保を図るため、通学路の巡回パトロールを実施する団体の活動に対し支援を行います。また、犯罪のない安心して暮らせる環境整備を図るため、街路灯を設置します。

4-〔4〕-2

地域防災活動の実施

大雨等による風水害や土砂災害に対する地域の災害対応力の向上を目的に、防災リーダーの育成を行います。また、自主防災組織の防災資機材の購入に対し支援を行います。

4-〔4〕-3

交通安全対策の実施

交通事故「0」を目指し、事故発生の危ぶまれる箇所にカーブミラーや回転灯などの交通安全施設の整備を行います。また、交通安全の啓発活動の推進を図るため交通指導員を設置します。

施策〔5〕

多文化共生の推進

お互いの考え方や文化を理解しながら、地域の一員としてともに暮らしていくため、多文化共生を推進します。

KPI	基準値	目標値（H31）
ポルトガル語に翻訳した公文書の件数	11件（H26）	20件

4-〔5〕-1

ポルトガル語通訳窓口の運営

専門的な用語が多く用いられる行政事務について、外国人来庁者の手続きの一助となることを目的に、ポルトガル語通訳の専門窓口を設置します。

4-〔5〕-2

日本語適応講師の配置

外国籍児童に対して日本語指導を行い、学校での適応能力の向上を目的に、専門的知識や技能を持つ講師を配置します。

施策〔6〕

空き家対策の推進

町内にある空き家について、その実態把握と有効活用方策の検討を進めます。

KPI	基準値	目標値（H31）
空き家・空き店舗利活用数	—	2件

4-〔6〕-1

空き家対策事業

空き家に関する現状調査を行い、情報を集約した上で、空き家の老朽化対策及び有効活用対策について検討を行います。また、空き店舗情報についても、商工会等の協力を得ながら情報を集約し、有効活用対策について検討を行います。

5 広域連携

広域連携による地域力の創出

現状と課題

本町では、転入・転出や、通勤・通学において、大垣市を中心とした西濃圏域での人の行き来が多くなっています。人口減少社会に突入するなか、西濃圏域の市町を戦略のパートナーとして、圏域全体で連携し合いながら活性化を図ることが重要となります。

基本方針

西濃圏域の市町において、互いの特徴や強みを生かして連携、協力し、相互に高めあうことで魅力向上及び活性化を図り、圏域全体の出生数の増加・転入者数の増加・観光客の増加等を目指します。

数値目標

数値目標	基準値	目標値（H31）
西濃圏域における転入者数	12,000人（H26）	12,600人
西濃圏域における観光客数	1,477万人（H25）	1,512万人

効果目標

- 圏域全体の移住・定住の促進
- 各市町とタイアップしたイベントの開催による全国での知名度の向上

施策〔1〕

広域連携による事業の推進

西濃圏域において、観光・交流・婚活などの各種連携事業を展開します。

KPI	基準値	目標値（H31）
広域連携した事業件数	—	5件

5-〔1〕-1

西濃圏域市町の連携推進 <新規>

各政策分野において、西濃圏域全体での高い相乗効果を得るため、圏域全体での観光入り込み客数増加を目指した広域観光の推進、雇用の場の創出を目指した産業振興・雇用促進施策の推進、転出者抑制、転入者の増加を目指した移住・定住施策の推進、未婚化、晩婚化の改善に向けた各市町協働開催による婚活イベントの実施など、西美濃創生広域連携推進協議会を中心に、関係団体と連携した施策の推進に取り組みます。

5-〔1〕-2

広域観光の推進事業 <新規>

西濃圏域内の歴史、文化資源や観光地としての魅力を、国内・国外に幅広くPRします。また、現在実施しているサイクリングイベント「ツール・ド・西美濃」の開催を支援するため、圏域のコミュニティネットワークの形成を図り全国にPRします。

5-〔1〕-3

総合的な施策の推進による地域力の拡充 <新規>

西濃圏域の市町での創業支援総合窓口の設置や創業支援情報の提供などにより、関係機関と連携した就労の支援を行うとともに、中途就職支援サイトを活用した事業支援などによりUターン・Iターンを促進します。また、圏域での暮らしの魅力を高めるため、医療・福祉分野などにおいて相互連携を図り、積極的に都市圏に情報提供を行いながら、定住促進に向けたイメージアップ戦略を実施していきます。

5-〔1〕-4

定住自立圏の促進 <新規>

観光、産業、移住・定住、医療、福祉などの事業について、西濃圏域市町による定住自立圏を促進します。

資料編

1 策定の経過

年月日	実施事項
平成 27 年 5 月 29 日	第 1 回 垂井町経営統合会議
6 月 5 日	議会総務産業建設委員会で戦略の策定方針について説明
6 月 11 日	議会全員協議会で戦略の策定方針について説明
6 月 24 日	第 1 回 垂井町まち・ひと・しごと創生事業検討委員会
6 月 30 日	第 1 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
7 月 3 日～ 7 月 21 日	住民アンケート 出産・子育て、結婚、進路・就職等に関するアンケート調査
7 月 8 日	第 1 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクトチーム会議
7 月 22 日	第 2 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクトチーム会議
7 月 31 日～ 8 月 20 日	職員提案の募集
8 月 9 日	住民ワークショップ “地方創生” —みんなで考えよう垂井のまちを—
8 月 12 日	第 2 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
	第 3 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクトチーム会議
9 月 8 日	議会総務産業建設委員会で戦略の内容について説明
9 月 9 日	第 4 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクトチーム会議
9 月 10 日～ 10 月 9 日	パブリック・コメントの実施
9 月 15 日	第 3 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
9 月 17 日	議会全員協議会で戦略の内容について説明
10 月 28 日	第 4 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
	第 5 回 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進プロジェクトチーム会議
10 月 29 日	第 2 回 垂井町まち・ひと・しごと創生事業検討委員会
11 月 2 日	第 3 回 垂井町経営統合会議

2 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

(1) 設置要綱

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン（平成26年12月27日付け閣副第979号内閣審議官通知）の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関する事項
- (3) その他、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農林、商工又は観光の関係者
- (2) 行政機関の関係者
- (3) 大学等の高等教育機関の者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) 労働団体の関係者
- (6) 住民代表
- (7) 公募による町民
- (8) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、平成27年度に委嘱する委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

(2) 委員

(敬称略、順不同)

	氏名	備考
第1号委員 農林、商工又は観光の関係者	川 瀬 桂	
	伊 藤 明 彦	
	山 本 賢 次	
	早 瀬 正 敏	会 長
第2号委員 行政機関の関係者	小 林 徹 雄	
第3号委員 大学等の高等教育機関の者	小 川 尚 紀	
第4号委員 金融機関の関係者	佐 伯 淳 一	
	佐 藤 靖 文	
	白 井 孝 優	
第5号委員 労働団体の関係者	森 崎 孝 之	
第6号委員 住民代表	久 世 哲 男	副会長
	西 川 一 明	
第7号委員 公募による町民	栗 田 博 夫	
	戸 倉 重 美	
第8号委員 町長が適当と認める者	河 合 良 太	
	末 政 京 子	
	牧 野 加 代 子	

垂井町人口ビジョン

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月 平成 27 年 10 月

発行 岐阜県垂井町

編集 垂井町企画調整課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1

T E L : 0584-22-1151 (代表)

F A X : 0584-22-5180

